

PCB廃棄物の処理に関するQ&A

○処理全般について

	質問	回答
1	PCB廃棄物は、どこで処分できるのか？また、いつから処分委託できるのか？	<p>【日本環境安全事業(株)で処理するもの】</p> <p>①10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等、②PCB汚染物等(安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等)については、日本環境安全事業(株)(以下「JESCO」という。)北九州事業所(以下「北九州事業所」という。)において処分することとなっています。</p> <p>多量保管事業者(①を30台以上又は②を1.5t以上保管している事業者)の方は、JESCOと日程調整の上、搬入してください。</p> <p>その他の事業者(少量保管事業者)の方は、鳥取県の重点搬入期間(H22年3月、H23年8,9月、H25年3月、H26年8,9月)に搬入していただくことになっています。</p> <p>【微量PCB汚染廃電気機器等】</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等については、今後国が認定する無害化処理施設において処分される予定です。</p>
2	当社は少量保管事業者だが、いつの重点搬入期間に搬入できるのか？	<p>10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等については、JESCOへの登録順に搬入することとなっていますので、JESCOへの登録証・登録番号をご準備の上、北九州事業所にお問合せいただき、ご確認ください。</p> <p>PCB汚染物等については、北九州事業所での当面の受入品目は「安定器」のみです。JESCOへの搬入荷姿登録を行っていただいた後、具体的な搬入可能時期について北九州事業所にご相談ください。</p>
3	処理料金はいくらか？	<p>10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び廃PCB等については、重量によって料金は変わります。例えば50kgの高圧コンデンサの場合、724千円です。(詳しくはJESCOにお問合せください)</p> <p>また、PCB汚染物等については、「29,400円/kg×総重量(容器重量を含む)」とされています。</p> <p>なお、一定の条件を満たす中小企業者等に対しては、処分料金の70%(早期登録分については最大75%)が軽減される制度があります。詳しくはJESCOにお問合せください。</p> <p>なお、別途運搬費用が必要であり、収集運搬業者と個別に契約していただく必要があります。</p>
4	JESCOで処分してもらうには、どうすればよいか？	<p>JESCOにPCB廃棄物の処分を委託するには、PCB特別措置法に基づき毎年県に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登録手続きが必要です。</p> <p>10kg以上のトランス等については機器等登録を、PCB汚染物等については、搬入荷姿登録又は予備登録を行ってください。</p>

○PCB汚染物等の登録手続きについて

	質問	回答
1	JESCOへの登録(搬入荷姿登録及び予備登録)は必ずしなければいけないのか?	PCB汚染物等の処理に当たっては、PCB特別措置法に基づき毎年県に提出していただいている届出とは別に、JESCOへの登録(搬入荷姿登録及び予備登録)が必要です。
2	搬入荷姿登録と予備登録はどう違うのか? 両方の登録手続きが必要なのか?	搬入荷姿登録は、JESCOへ搬入可能な状態のPCB汚染物等について行っていただく登録です。 一方、予備登録は、そのままの状態ではすぐにJESCOへ搬入ができないPCB汚染物等について行っていただく登録です。 なお、搬入荷姿登録が可能な場合、予備登録は不要です。
3	どのような場合に搬入荷姿登録ができるのか?	PCB汚染物等が以下の①～③全てに該当する場合は搬入荷姿登録を行ってください。その他の場合は、予備登録を行ってください。なお、詳細はJESCOにご確認ください。 ①PCB汚染物等が当面の受入品目「安定器」である。 ②PCB汚染物等が搬入できる容器に保管されている。 ③JESCOへの搬入時に荷姿を変更する可能性がないもの(その状態で同社への処理委託を希望するもの)
4	どのような容器であれば搬入できるのか?	密閉した金属製のドラム缶又はペール缶で、一定の条件を満たすものであれば搬入できます。また、JESCOの指定容器(一定条件を満たすドラム缶)であれば、処分料金の割引が受けられます。 詳しくは、JESCOに御確認ください。

○微量PCB汚染廃電気機器等について

	質問	回答
1	微量PCB汚染廃電気機器等とはどういった機器か?	PCBを使用していないとされていたトランス・コンデンサ等やOFケーブル(絶縁油を用いた地中送電線)の中に、微量のPCBに汚染されたものが存在することが確認されています。 これらは微量PCB汚染廃電気機器等と呼ばれ、高濃度のPCBが使用されたものと同様、PCB廃棄物に該当します。
2	JESCOで処分できるのか?	微量PCB汚染廃電気機器等は、JESCOでの処理対象になっていません。今後、国が認定する無害化処理施設において処分される予定です。